

公益財団法人まちみらい千代田 公式フェイスブック運用ポリシー

平成26年12月 1日 制定

令和元年5月15日 改定

(目的)

第1条 このポリシーは、公益財団法人まちみらい千代田（以下、「まちみらい千代田」という。）がフェイスブック（Facebook）の公式フェイスブックページ（以下、「公式ページ」という。）を、区民・企業・賛助会員等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 公式ページ

まちみらい千代田が設置・運用するユーザー名から発信するフェイスブックページ

(2) アカウント

フェイスブックを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名

(3) シェア

自分の近況や撮った写真、お気に入りのサイト等を、他のアカウントと共有することができる機能

(4) 「いいね」機能

他のアカウント又はページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能

(運営主体)

第3条 公式ページの運営主体、アカウントの管理及び情報の発信は、まちみらい千代田が行う。ただし、まちみらい千代田事務局長が必要と認めるものは、この限りではない。

2 ユーザー名は、MMC h i y o d aとする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 フェイスブックで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式ページのユーザー名及びURLを、まちみらい千代田ウェブサイトにも明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 この運用ポリシーで定めるアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法

等について、公式ページ内に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式ページでは、次に掲げるものを掲載する。

- (1) まちみらい千代田の事務事業に関する情報
- (2) その他、まちみらい千代田事務局長が適当と認めるもの

(他のフェイスブックページへのコメント等)

第7条 公式ページは、まちみらい千代田の情報提供の手段として運用するため、原則として、まちみらい千代田が発信する情報のみを掲載する。まちみらい千代田以外のフェイスブックページやアカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに対するコメントへの返信コメントも行わない。ただし、公式ページ運用の目的に照らしてまちみらい千代田事務局長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(他のフェイスブックページ等に対するシェア及び「いいね」機能の使用)

第9条 公式ページでは、まちみらい千代田の情報発信に必要とされる機能のみを使用し、区以外のフェイスブックページやアカウントに関するシェア及び「いいね」機能等は使用しない。ただし、公式ページ運用の目的に照らしてまちみらい千代田事務局長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(フェイスブック広告)

第10条 公式ページでは、まちみらい千代田の認知度向上及び実施事業の周知を効果的に行うため、フェイスブック広告を配信する。

(投稿の削除)

第11条 他のユーザーによる次に定める投稿を禁止し、まちみらい千代田事務局長は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、まちみらい千代田または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、まちみらい千代田が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むウェブサイト等へのリンク

(その他)

第 12 条 その他、この運用ポリシーの実施について必要な事項は、まちみらい千代田事務局長が、別に定める。